

8 中西保環第 399 号
令和 8 年 4 月 27 日

ワイ・アイカンパニー有限公司
代表取締役 石塚 勇三 様

京都府中丹西保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成 26 年京都府条例第 15 号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第 15 条第 1 項の規定により通知します。
なお、同条例第 3 条第 2 項の規定により、この通知を受けた日から 2 年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 1 産業廃棄物処理施設設置等の目的
産業廃棄物の収集運搬の用に供する積替え又は保管施設の設置
- 2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所
福知山市字今安小字向野 1589 番地
- 3 産業廃棄物処理施設設置等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類
産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含む）
汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）
- 4 事業計画書提出年月日
令和 7 年 10 月 17 日

担当	環境衛生課環境係 田上、長谷川
電話	0773-22-6383